平成２５年（フ）第１６８号
盛岡市加賀野４丁目２番24号　サニーハイツ加賀野102号、旧住所岩手県八幡平市田頭第７地割１番地97
債務者　鈴木こずえ
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８３号
神奈川県南足柄市怒田2815番地17　市営怒田住宅622号室
債務者　小松﨑佳誠
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２８９号
神奈川県平塚市公所363番地の２、前住所神奈川県平塚市上吉沢1213番地の１
債務者　井上　春男
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３１７号
神奈川県平塚市西真土１丁目９番59―203号西真土ＳＡＧＡＭＩＮＯ
債務者　戸髙御貴子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１００号
静岡県富士宮市小泉2231番地の27
債務者　安藤　義彦
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３６号
京都府南丹市八木町屋賀南北川５番地
債務者　中江　春枝
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第３０２号
大阪府泉佐野市笠松１丁目６番52―205号、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番３―110号
債務者　もんじゃ焼ぱらりすこと　角　　孝人
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
大阪府和泉市光明台３丁目13番19号
債務者　谷村　勝代
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
大阪府和泉市伯太町２丁目７番５―101号
債務者　片桐佐千子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２９号
大阪府岸和田市西大路町119番地の39
債務者　竹本　和子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３３７号
大阪府貝塚市半田1022番地　２棟709号
債務者　甲斐　未生
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３４０号
大阪府泉佐野市長滝2099番地長滝第一住宅９―103、前住所大阪府堺市西区鳳中町10丁11番地13
債務者　森本　秀雄
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３　ファミリープラザＣ棟705号、前住所堺市南区原山台１丁７番11―207号
債務者　福本　和生
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
奈良市古市町1739番地の４、住民票上の住所石川県能美市福岡町ロ41番地　マルニーⅢ・101号
債務者　松崎　　舞（旧姓反保）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６１号
香川県高松市大工町６番地15　朝日プラザアーバンコア高松802号室
債務者　竹重　　晃
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１９８号
香川県さぬき市津田町鶴羽1430番地１　市営住宅鵜部団地Ａ棟305号室
債務者　横手愉一朗
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３２２号
千葉県柏市高田521番地の５
債務者　藤井　敏正
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部